

懲戒処分の対象となる行為

法第 45 条（脱税相談等をした場合の懲戒）

第 1 項 故意による不真正の税務書類の作成等

第 2 項 過失による不真正の税務書類の作成等

法第 46 条（一般の懲戒）

法第 33 条の 2 第 1 項又は 2 項の書面添付の虚偽記載

法第 37 条（信用失墜行為の禁止）

自己脱税

多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ

調査妨害

税理士業務を停止されている税理士への名義貸し

業務け怠

税理士会の会費の滞納

その他反職業倫理的行為

法第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸し）

法第 38 条（秘密を守る義務違反）

法第 41 条（帳簿作成の義務違反）

法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務違反）

法第 42 条（業務の制限違反）

法第 46 条（税理士業務の停止処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行ったとき）

法第 46 条（上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき）

懲戒処分の内容

税理士業務の禁止

税理士業務を行ってはならない旨を命ずる処分、懲戒処分の中で最も重い処分。この処分を受けた者は、処分を受けた日から 3 年を経過する日まで税理士となる資格を有しないこととなり、税理士登録を抹消される。

2 年以内の税理士業務の停止

税理士業務を行うことを一定期間やめることを命ずる処分。この処分を受けた者は、その停止期間中は税理士業務を行う事ができないが、税理士登録は抹消されない。

戒告

本人の将来を戒める旨の申渡しをする処分であり、懲戒処分の中で最も軽いもの。この処分を受けた者は、税理士業務・税理士資格について特に制限を受けないため、引き続き税理士業務を行うことができる。

近年の懲戒処分件数の推移

会計年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
禁止	11	7	9	14	4	5	4	5
停止	28	31	42	29	18	16	9	33
戒告	0	0	0	0	0	0	0	0
処分件数	39	38	51	43	22	21	13	38

こんなことしたらどうなる？税理士法
こんなことしたらどうなる？税理士法

～その行為、懲戒処分の対象になるかも～



全国青年税理士連盟



東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8 代々木第 10 下田ビル 7 F

Mail : zensei@khaki.plala.or.jp URL : <https://aozei.com/>

X (旧 Twitter) : <https://twitter.com/zenkokuaozei>



令和 6 年 6 月作成

過去の懲戒処分事例から、税理士が業務をしていく上で身近に感じられる事例や、意識せずに税理士法違反に該当してしまうような事例を集めてみました。CASE 1 から CASE 5 までに分けて紹介します。

その他の事例はこちらから（懲戒処分を受けると実名が公表されます）
（国税庁 HP：税理士・税理士法人等に対する懲戒処分等）
<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/chokai/shobun/list.htm>



CASE 3

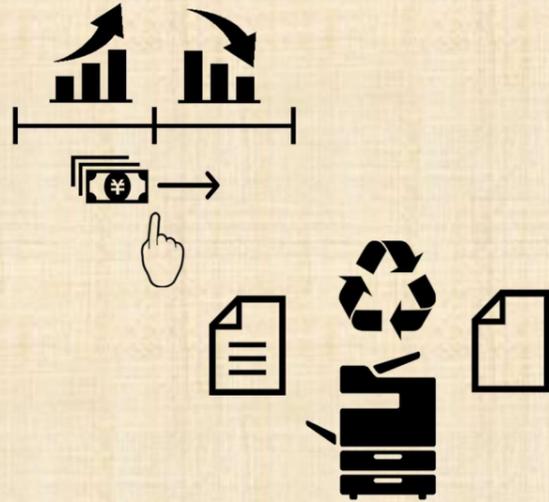
どうせ還付申告だからと法定申告期限後に申告する

- 還付申告だからといって所得税の申告義務がないと思いませんか？
- また、関与先の増加等により自分の申告がおろそかになっていませんか？
- ⚠ 申告義務があるのに法定申告期限を過ぎてから申告した場合、期限後申告になります。また、申告しない場合は無申告になります。
- ⇒ 税務に関する専門家として、自身の申告はより厳しく確認しましょう。規定の適用誤りでも懲戒処分となる場合があります。
- ⇒ 関与先から委嘱された申告について、正当な理由なく期限後申告をし、関与先に対して加算税の賦課等の損害を与えてしまった場合には、信用失墜行為（業務け怠）に該当します。

CASE 1

当期分の売上を当期で計上せず、翌期の売上として計上する

- 翌期の売上としては計上するから、脱税にはならないだろう、と思いませんか？
- 単なる期ズレの問題だから、指摘されたら直せばいいだろう、と思いませんか？
- ⚠ 当期の売上として計上すべきと認識しながら、当期の売上から除外して申告すると、懲戒処分の対象となります。（故意による不真正税務書類の作成）



CASE 4

書き損じた書類を裏紙として使用する

- 用紙の節約のために、書き損じた用紙を再利用していませんか？
- ⚠ 書き損じた元帳の用紙を別の関与先の元帳の印刷等に再利用し、税務調査等で第三者へ個人情報が出し、懲戒処分を受けた事例があります。
- ⇒ 関与先の元代表者から情報提供の依頼があった場合、現代表者の承諾を得てから情報提供をしないと、守秘義務違反となり、懲戒処分の対象となる場合があります。

税理士法第 38 条

税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなつた後においても、また同様とする。

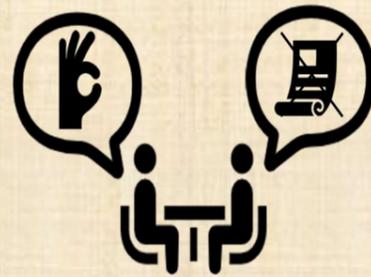
税理士法基本通達 38-2

法第 38 条に規定する「税理士業務に関して知り得た秘密」とは、税理士業務を行うに当たって、依頼人の陳述又は自己の判断によって知り得た事実で、一般に知られていない事項及び当該事実の関係者が他言を禁じた事項をいうものとする。

CASE 2

口頭で伝えられた内容のみをもって税務書類を作成する

- 関与先の責任だからと原始資料の確認をおろそかにしていませんか？
- ⚠ 関与先が事実を隠したり、税理士に虚偽の説明等をしていても、専門家として相当の注意を怠ったと言える場合は懲戒処分の対象になります。（過失による不真正税務書類の作成）
- ⇒ 関与先から伝えられた内容について確認しない場合も懲戒処分の対象になりえる他、事実と反すると認識しながら申告すると、CASE 1 と同様に故意による税務書類の作成に該当し、より重い懲戒処分の対象になります。
- 関与先が作成した会計帳簿が信用できない等の理由から、署名せずに申告していませんか？
- ⚠ 署名をしなかったとしても責任を免れるわけではなく、むしろ税理士法第 33 条（署名の義務）違反になります。
- ⇒ 関与先の作成した会計帳簿が法令に違反していることを知って申告書を作成した場合は、CASE 1 と同様に故意による不真正な税務書類の作成に該当します。



CASE 5

他人の作成した申告書に署名する

- 自分で申告書の検算をしたから名義貸しには該当しないと思いませんか？
- 関与先から直接委嘱を受けるのではなく、非税理士や記帳代行会社から申告書の作成を依頼されていませんか？
- ⚠ 「署名してくれる税理士が数年後に廃業する予定で、その際には顧客を任せるから」といったような誘い文句で非税理士や非税理士が経営する記帳代行会社が接触してくることがあります。関与先から直接委嘱を受け、自己の判断と責任で申告書を作成し、委嘱された関与先から直接報酬を受け取らないと、名義貸しに該当し、懲戒処分の対象になります。
- ⇒ 名義貸しは、たとえ親子間であっても該当します。



税理士法基本通達 45-2

法第 45 条第 2 項に規定する「相当の注意を怠り」とは、税理士が職業専門家としての知識経験に基づき通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見し得なかったことをいうものとする。